



東京電力株式会社

取締役社長 西澤 俊夫 殿

「商工会“復興”総決起集会」
の決議に関する要求書

平成24年1月25日

福島県商工会連合会

会長 田子 正太郎

平成23年3月11日の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故により、県民はもとよりあらゆる産業に極めて深刻な被害をもたらした。

原発事故から300日以上経過した今も、自主避難を含め、未だ避難生活を余儀なくされている中小・小規模事業者は、事業再開に向けて懸命に立ち上がり、様々な努力を重ね再起・再建へ向け必死に戦っている。

しかしながら、事業再開に不可欠な原発事故損害賠償の算定基準等については、被った被害が十分反映されているとは言えず、原発事故が完全に収束しない中で、これに伴う風評被害等は、観光関連分野にとどまらず、食品や工業製品の加工・製造分野など、県内のあらゆる産業に多大な打撃を与え続けている。

また、我々の商圈でもある「ふるさと Fukushima」の再生に向け、一刻も早い原発事故の完全収束と大規模かつ効果的な除染の早期実施が求められている。

については、県内89商工会の総意として、東京電力は、原発事故によって商工業者が被った全ての損害賠償の迅速かつ完全・確実な実施と一刻も早い原発事故の完全収束と早期に大規模かつ効果的な除染対策等を実施するよう強く要求する。

1. 原子力損害賠償の完全実施
2. 原発事故の完全収束と除染対策の実施
3. 風評被害の早期払拭等への支援強化

1. 原子力損害賠償の完全実施

原子力損害賠償紛争審査会における中間指針は、福島県の被害を十分反映したものではない。原発事故がなければ、生じることのなかった財物など全ての損害について、確実に賠償の対象となるよう「指針」に具体的かつ早急に反映し、本件事故により被った様々な損害は、すべて賠償されることが大原則である。

東京電力は、原子力災害の当事者であることを忘れず、「指針」は原発事故による損害に対する最小限の基準であることを十分認識し、誠実かつ柔軟に幅広く賠償の対象とし、被害の実態に見合った迅速かつ十分な損害賠償を完全に実施し、事故の責任を最後まで確実に果たすことを強く要求する。

- ① 財物価値の喪失・減少に伴う損害賠償
- ② 早期の事業再開、転業など特別の努力を行った者への賠償
- ③ 風評被害等に伴う損害賠償
- ④ すべての県民への精神的損害賠償
- ⑤ 避難等指示区域解除後の十分な賠償期間の確保
- ⑥ 自主的避難に伴う費用の賠償

2. 原発事故の完全収束と除染対策の実施

原発事故発生から 300 日以上が経過し、緊急時避難準備区域の指定解除がされたが、除染等の課題から事業者・住民等の帰宅の目途は立たないなど、依然として事故の収束は見え、避難生活は長期に亘り精神的にも極限状態にある。

また、原発事故による放射性物質が福島県の全土に拡散し、大気・水・建物・土壌・農地・森林等が汚染され、住民の県外転出や生産拠点の移転が続き、更には避難の長期化により地域コミュニティ機能が崩壊するなど、福島県の将来にとって極めて憂慮すべき状況にある。

東京電力は、我々のふるさとを取り戻し、中小・小規模事業者が安心して事業を継続できる環境を整えるようにするため、一刻も早い原発事故の完全収束と早期に大規模かつ効果的な除染対策を実施するよう強く要求する。

3. 風評被害の早期払拭等への支援強化

原発事故による放射線への警戒心から福島県の観光地を訪れる観光客は激減し、その影響は観光関連分野にとどまらず、県内全域であらゆる産業に大きな打撃を与えている。また、これらの風評被害は収まるどころか、更に拡大・長期化し、事業者の経営は危機的状況に陥っている。

このようなことから、商工会としても風評被害の払拭に向けて、全国規模の会議等の開催や他県からの流入を促進するため、全国商工会連合会長会議の本県での開催を始め、他県の商工会地区からの誘客に努めてきたところである。

東京電力は、風評被害の早期払拭のため「福島安全・安心」を国内外に広くPRするとともに、東京電力及び関連会社の社員・家族等に対し、県内物産品の販売機会の創出や県内への観光機会の促進により、風評被害の早期払拭に努めるよう強く要求する。

さらに、原発事故の収束及び発電所等の復旧に係る工事の発注や物品の調達等にあたっては、被災した地元中小・小規模事業者との契約を最優先するよう、引き続き強く要求する。